

博物館自動販売機設置事業者募集要項(再募集)

流山市教育委員会が行う博物館に設置する自動販売機の設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、本要項をご確認のうえ、お申込みください。

1 募集物件

別紙「募集物件一覧表」のとおりです。

2 応募資格要件

応募できる方は、以下のすべての条件を満たすものとします。

- (1)千葉県内に本店、支店又は営業所等を有すること。
※市内事業者応募枠としては、市内に本店、支店又は営業所を有することを条件とします。
- (2)心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (4)自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について2年以上の実績を有している者であること。
- (5)法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (7)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。
- (8)県税及び流山市税の未納がないこと。
- (9)流山市の設置事業者募集について、過去3年以内に、設置事業者決定後の契約未締結、又は契約締結後の中途解約をしていないこと。

3 契約上の条件等

(1)貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付け(賃貸借契約)です。

(2)貸付期間

原則として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとし、更新はできないものとします。自動販売機は原則として令和7年4月1日に設置を完了し販売出来るようにしてください。

(3)貸付料等

①貸付料

流山市教育委員会が設定する最低価格以上で、かつ、設置事業者に決定した事業者が提示した価格を貸付料とします。申し込みの際に、税抜額の貸付料を博物館自動販売機設置事業者応募申込書(第1号様式)に記入してください。

貸付料は、4月分から9月分までを9月末日までに、10月分から3月分までを3月末日までに、流山市教育委員会が別途発行する納入通知書によりその指定する場所において指定期日までにお支払いください。

②維持管理等にかかる経費の負担

自動販売機の維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とします。証明用特定計量器(子メーター)の設置及び管理は、施設管理者と協議の上、自動販売機設置事業者の負担で行ってください。電気料金は別途発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。なお、電気料金の計算方法は次のとおりです。

| | | |
|---------------------|---|---------------------------|
| 基本料金を含む施設全体の 電気量 | × | 自動販売機の電気使用量 施設全体の電気使用量 |
|---------------------|---|---------------------------|

③延滞金

納入通知書により指定期日までに貸付料及び維持管理等にかかる経費の支払いがないときは、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

(4)貸付上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ② 自動販売機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、乳飲料、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とする。酒類(ノンアルコール等の類似品を含む。)の販売はしないこと。
- ④ 販売品はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。
- ⑤ デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。
- ⑥ ユニバーサルデザインであること。
- ⑦ 可能な限り次の(a)～(e)のうちいずれか一つ又は複数に該当する仕様とすること。
 - (a)環境に配慮した省エネ型の機器
 - (b)災害時の飲料提供等の機能

(c)Wi-Fi 搭載

(d)外国語対応機能

(e)キャッシュレス決済対応型の機器

⑧設置にあたっては、「自動販売機—据付基準(JIS規格JISB8562)」、「自動販売機据付基準(自動販売機据付規準策定委員会)」、「自販機堅牢化技術基準(日本自動販売機工業会)」、「自動販売機設置自主ガイドライン(日本自動販売協会)」及び「自動販売機自主景観ガイドライン(清涼飲料水自動販売機協会)」等を遵守し安全対策を徹底すること。

⑨別紙「募集物件一覧」の記載事項に留意すること。

(5)維持管理責任

次のことを遵守してください。

① 販売品の補充、賞味期限、金銭管理などの自動販売機の維持管理は設置事業者が責任をもって行うこと。なお、自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を第三者への再委託が発覚した場合は、直ちに使用中止とし、貸付料の返還は行わないものとする。

② 自動販売機の故障や釣銭切れ等に伴う問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において丁寧に対応するとともに、自動販売機に連絡先を明記すること。

また、自動販売機本体に故障時の連絡先を利用者に分かりやすいよう明記すること。盗難、機器の故障及び自然災害等により自動販売機や商品、売上金及び釣銭等について生じた損害に関し、流山市教育委員会はその一切の責任を負わないものとする。

③ 自動販売機1台に対して1個の割合で、販売する飲料の容器(缶・瓶・ペットボトル等)の種類に応じた空き容器回収ボックスを貸付地内に設置すること。

また、回収ボックスに集まった全ての飲料の容器について、設置事業者の責任で、空き容器等が溢れることのないよう回収・リサイクルをすること。

④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

⑤ 従業員が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、従事させないこと及び本市に対して速やかに報告すること。

⑥ 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など安全対策を講じること。

⑦ 自らの責任において飲料自販機を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も本市に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

⑧ 自動販売機の使用電気を計測するための子メーターについて、本市と協

議のうえ、設置事業者の負担にて設置を行うこと。

(6) 契約の解除等

次の各号のいずれかに該当する場合には、流山市教育委員会は本契約を解除できるものとします。

- ① 賃借人が本契約に定める義務を履行しないとき。
- ② 賃借人が解散、破産、和議、民事再生、会社整理、会社更生の申し立てを行ったとき。
- ③ 賃借人が本契約の締結に当たり、資格の詐称その他不正な行為をしたとき。
- ④ 前3号に掲げるほか、業務の継続が困難であると認められるとき。
- ⑤ 賃貸人において、公用・公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- ⑥ 期日までに貸付料が納付されないとき。
- ⑦ 苦情等への適正な対応がなされないとき。
- ⑧ 商品の在庫・補充管理が適正に行われないとき。
- ⑨ 飲料の容器の回収が適正に行われないとき。
- ⑩ 自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を第三者に委託したとき。
- ⑪ その他「博物館自動販売機設置事業者募集要項」及び本契約の規定に違反したとき。
- ⑫ 自己の都合により業務を解除しようとするときは、事前に本市と協議のうえ、2カ月前に書面にて本市に通知し、本市の指示する方法により解除することができる。

(7) 売上報告書の提出

設置事業者は本件賃貸借に係る売上状況(月毎の売上本数及び売上金額)を、各年度の4月から四半期毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月15日までに第4号様式により流山市教育委員会(博物館)へ報告すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除となったときは指定期日までに原状回復をすること。

(9) その他

貸付期間中に本件募集箇所の施設内の別の箇所に自動販売機を新設することとなった場合も設置事業者は異議申し立てできないものとします。

4 事業者選定までのスケジュール(予定)

| | |
|---------|--------------------|
| 募集要項の公表 | 令和7年1月30日 |
| 質問の受付 | 令和7年1月30日から2月6日 |
| 質問の回答 | 令和7年2月13日までに市HPに掲載 |
| 申込書の受付 | 令和7年2月13日から2月21日 |

| | |
|-------|---------------------------|
| 結果通知 | 令和7年2月25日以降 |
| 契約 | 令和7年3月21日まで |
| 設置準備等 | 令和7年2月下旬から3月31日 |
| 契約期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日17時まで |

5 申込方法

申込受付期間内に必要な書類(1部)を、「8 事務局」まで持参してください。

申込受付期間:令和7年2月13日から2月21日

(博物館休館日を除く、午前9時30分から午後5時まで)

※郵送、電話、FAX、メール等による受付は行いません。

(1)必要な書類

- ①博物館自動販売機設置事業者応募申込書(第1号様式)
 - ② 誓約書(第2号様式)
 - ③ 販売品目一覧(第3号様式)(応募する物件毎に1枚作成すること)
 - ④ 設置を希望する自動販売機のカタログ(寸法及び3(4)の項目が確認できるもの)
 - ⑤ 2(5)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し(許認可等を必要とする場合のみ)
 - ⑥ 法人は法人登記事項証明書(現在事項全部証明書)、個人は住民票
 - ⑦ 流山市内に本店又は支店がある場合は、納税証明書
流山市内に本店又は支店が無い場合は、法人県民税納税証明書
- ※各証明書については、発行後3か月以内のものを添付してください。

(2)申込書等の書き換え等の禁止

応募者は、一旦提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(3)質問の方法

令和7年2月6日までに、任意様式によりメール

(mail:hakubutsukan@city.nagareyama.chiba.jp)により事務局へ提出してください。なお、各事業者の質問は1回限りとします。質問の回答は、本市HPへ掲載します。(質問書は、任意様式により作成してください)

(4)応募申込の無効

次のいずれかに該当する場合は、申込が無効になります。

- ① 応募資格のない者が行った応募申し込み
- ② 応募者としての資格を失ったとき
- ③ 応募申し込みに関し、不正な行為を行った応募申し込み
- ④ 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結を行わなかったとき
- ⑤ その他指定した以外の方法により提出された応募申し込み

(5) 応募に際しての注意事項

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

設置事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に途中で契約を解約したときは、その事実があった日から5年間は自動販売機の設置事業者募集に参加できなくなります。

6 設置事業者の決定方法

- (1) 応募事業者のうち、最も高い貸付料を提示した事業者を設置事業者とします。
- (2) 同一の物件につき最も高い貸付料を提示した事業者が2者以上いる場合は、次に掲げる方法により設置事業者を決定します。
 - ① 本募集要項の3(4)⑦に掲げる自動販売機の仕様に該当する数が多い応募事業者とします。
 - ② 前号により設置事業者が決定しない場合は、市内事業者を優先とします。
 - ③ 前号により設置事業者が決定しない場合には「くじ」により決定します。
- (3) 設置事業者の決定は、令和7年2月25日以降を予定しています。設置事業者の決定後、選定結果を市HPに掲載します。
- (4) 設置事業者決定後、賃貸借契約締結の手続きを行います。
- (5) 設置事業者に決定した者が契約を締結しないときは、流山市教育委員会が定めた最低価格以上の次順位者と契約します。

7 参考

- (1) 来館者数 令和5年度 66,745 人(図書館48,309人・博物館18,436人)
- (2) 売上実績 令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

| 物件番号 | 設置場所 | 販売品目 | 売上数量 | 備考 |
|------|------|-------|---------|----|
| 1 | ピロティ | 清涼飲料水 | 2,146 本 | |
| 2 | ピロティ | 清涼飲料水 | 3,465 本 | |

8 事務局

流山市教育委員会 生涯学習部 博物館 管理係

流山市加一丁目1225番地の6

電話 04(7159)3434

メール hakubutsukan@city.nagareyama.chiba.jp